

令和3年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

清掃事業における財務事務の執行
及び管理運営について

福島市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の清掃事業における財務事務の執行及び管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として令和 2 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

4 外部監査の実施期間

令和 3 年 7 月 19 日から令和 4 年 3 月 24 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

福島市では、ごみ処理への取組の基本的な方向性を示す計画として法律や条例に基づいて福島市総合計画、福島市環境基本計画の下位計画として福島市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定している。当該計画に基づいて、ごみの排出・処理の各段階で環境負荷を可能な限り低減するため、ごみの発生抑制や再使用の推進、分別を図り、再生利用を進め、市民、事業者、市が協働して「環境最先端都市 福島」を目指してきた。昭和 45 年 4 月に可燃ごみ、不燃ごみの分別排出、定日収集を開始して以降、埋立処分地の建設、資源物の分別収集などの変遷を辿っている。一般廃棄物は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の一般ごみと粗大ごみの生活系ごみと事業系ごみに区分され、し尿、生活雑排水を生活排水に区分している。収集されたごみ・資源物について、可燃ごみは全量焼却処分し焼却灰は埋立処分、不燃ごみ・粗大ごみは破砕し、再資源化物を選別して処理残さを埋立処分している。資源物については、資源化工場を經由して再資源化されている。また、し尿処理については許可業者が収集・運搬を行い、衛生処理場で衛生的な処理を行っている。

市は、原発事故の影響が残っていること等を踏まえ、令和 2 年度までのごみ排出量等の目標を 1 年遅らせ、令和 3 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量 890 g/人 日、ごみ総排出量 91,600 t とすることを目標にごみ減量大作戦を展開しているが、令和元年度における福島市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,120 g/人日、ごみの総排出量は 113,794 t/年であり、全国平均、県平均、中核市平均と比較しても最も多くなっていることから達成は厳しい状況である。平成 23 年度からの 9 年間で生活系ごみは約 6%減少、事業系ごみは約 5%増加、焼却処理量は約 3%減少しているものの、資源物搬入量、資源

化量ともに減少傾向で推移し、リサイクル率も 10.1%と低調に推移している。また、ごみ処理経費は、平成 27 年度以降増加傾向を示している。

基本計画におけるごみ処理の課題として、①発生抑制、再使用、再生利用②収集運搬の効率化③中間処理④最終処分⑤ごみ処理経費⑥適正処理困難物⑦不法投棄対策⑧市民、事業者、市の協働を掲げて取り組んできた。令和 3 年 2 月に策定された新たな福島市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の課題では、①ごみの減量化、資源化②収集・運搬③中間処理④最終処分⑤処理経費⑥適正処理困難物⑦不法投棄対策⑧災害廃棄物等対策⑨感染症の流行時への対応が掲げられているが、平成 26 年 8 月に策定した基本計画における課題に一部追加された項目はあるものの、同様の課題が列挙されていることから計画進捗の厳しさが伺われる。また廃棄物処理原価についても、令和元年度は処理量が前年度を下回ったものの、1 t 当たりの経費、1 世帯当たりの経費、1 人当たり経費が何れも増加している。

福島市は、ごみ処理の課題を踏まえ①廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした 3R の推進による循環型社会の構築②廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保③市民、事業者、行政の協働による環境保全を施策の基本方針として取り組んできたものの、ごみ処理問題の解消と目標の達成、清掃事業に係る予算や経費が増加傾向にあることから清掃事業に係る事務の執行状況、事業の管理運営の経済性、効率性、適正規模での運営等について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定する。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

清掃事業に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

環境部ごみ減量推進課、廃棄物対策課、あぶくまクリーンセンター、あらかわクリーンセンター

8 外部監査の補助者

公認会計士 高 久 健 一

公認会計士 須 賀 俊 一

公認会計士 渡 邊 さ や か

公認会計士 勝 田 博 之

公認会計士 中 鉢 政 彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。	44
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	35

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和4年1月末現在の判断に基づき記載している。

1 ごみ減量推進課／側溝土砂収集運搬業務委託

(1) 随意契約について【意見】

随意契約について、競争入札に付することがどのように不利になるのか具体的な記載がない。

<今後留意すべき点>

随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。

2 ごみ減量推進課／ヘルシーランド福島費：管理委託料

(1) 指定管理者公募者の増加について【意見】

指定管理者制度が導入された平成18年4月以降、継続して同一の指定管理者が選定されている。

<今後留意すべき点>

次回の指定管理者の公募については、募集要項の要件を緩和することや、他団体への応募の呼びかけを検討して頂きたい。

(2) 指定管理料について【意見】

平成30年度の指定管理者選定において、候補者の示した指定管理業が標準的経費を上回っている。

<今後留意すべき点>

今後の指定管理料の適正水準を決定するために標準的経費に対して実際の管理経費

支出が増加する要因分析が必要である。

(3) 施設業務の今後について【意見】

ヘルシーランド福島の利用状況は、年々利用者数が減少している傾向にある。

<今後留意すべき点>

新規利用者獲得の努力、施設の老朽化、利用者の減少に対して必要に応じ規模の縮小、事業運営の見直し等を検討する必要がある。

3 ごみ減量推進課／公共便所の管理

(1) 事務取扱要領について【指摘】

改修工事に関して指名競争入札を実施した際に最低制限価格を設定していない。

<今後対応すべき点>

福島市最低制限価格事務取扱要領の取扱と相違しているため、早期に解消すべきである。

(2) 随意契約の理由について【指摘】

清掃業務委託について、競争入札に付することがどのように不利になるのかについて、随意契約理由書に具体的な理由が記載されていない。

<今後対応すべき点>

随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。

(3) 八幡公共便所の必要性について【指摘】

八幡公共便所は建設後 50 年以上経過しており、老朽化も著しく利用頻度が低いと考えられる。

<今後対応すべき点>

維持管理コストを勘案すると経済性や有効性の観点から問題があり早期に廃止を検討すべきである。

(4) 湯沢公共便所の必要性について【意見】

湯沢公共便所は、設置から 25 年以上経過しており、老朽化が進んでいること、近隣に比較的新しいトイレ設備があることから、建設当初の目的に見合った成果は低下している。

<今後留意すべき点>

経済性や有効性の観点から課題があるため、今後の利活用を検討すべきと考える。

(5) 福島駅前公共便所における消耗品の管理について【意見】

福島駅前公共便所について、トイレトペーパーの管理については委託業者の裁量に任せている。

<今後留意すべき点>

紛失の危険性もあるため管理の向上を検討されたい。

4 ごみ減量推進課／生ごみ処理容器購入費助成金

(1) アンケートの実施について【意見】

平成29年4月から平成29年9月までの助成者を対象にアンケートを実施しているが、以降のアンケート調査は実施されていない。

<今後留意すべき点>

アンケート調査は、現行実施している助成金の効果測定ができるため、継続的な実施が望まれる。

(2) 申請書の捨印について【意見】

補助金等交付申請書は、申請者が署名・捺印するとともに具体的な申請内容を記載する欄外に捨印を押印している。

<今後留意すべき点>

捨印については、担当者が押印の意味を理解し、申請者に説明できるようにしておく必要がある。

5 ごみ減量推進課／じん芥収集運搬業務委託

(1) 契約形態について【意見】

契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。

<今後留意すべき点>

長期間にわたる随意契約であっても業務の客観性、競争性が確保されている状況とする必要がある。

(2) 随意契約の採用理由について【指摘】

随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかの観点からの記載がない。

<今後対応すべき点>

地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。

(3) 入札結果について【意見】

過去5年間の落札率98%以上である。

<今後留意すべき点>

特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。

(4) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(5) 委託料の積算及び見直しについて【指摘】

委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていない。

<今後対応すべき点>

経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。

(6) 委託業務の評価について【意見】

各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われていない。

<今後留意すべき点>

1日当たりの稼働状況を加味することにより、委託料の削減につながる。

(7) 書類の綴り込みについて【意見】

書類の綴り込み誤りがあった。

<今後留意すべき点>

今後留意する必要がある。

6 ごみ減量推進課／資源物収集運搬業務委託

(1) 契約形態について【意見】

契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。

<今後留意すべき点>

長期間にわたる随意契約であっても業務の客観性、競争性が確保されている状況とする必要がある。

(2) 随意契約の採用理由について【指摘】

随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのか具体的な記載がない。

<今後対応すべき点>

地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。

(3) 入札結果について【意見】

過去5年間の落札率概ね99%である。

<今後留意すべき点>

特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。

(4) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(5) 委託料の積算及び見直しについて【指摘】

委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていない。

<今後対応すべき点>

経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。

(6) 委託業務の評価について【意見】

各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われていない。

<今後留意すべき点>

1日当たりの稼働状況を加味することにより、委託料の削減につながる。

7 ごみ減量推進課／台風19号に伴う被災家屋等解体事業等

(1) 契約書への再委託条項の記載について【指摘】

全体の調整業務等を委託した組合との契約は準委任契約であるが、契約書に再委託の記載がない。

<今後対応すべき点>

契約書約款等で再委託の扱いについて何らかの記載が必要である。

(2) 支払内容について【意見】

残渣については請求書内訳に記載がなく、支払いもしていない。

<今後留意すべき点>

今後は支払いを検討すべきである。

8 ごみ減量推進課／台風 19 号により被災した家屋等の対象物に存するアスベストの撤去・処分業務

(1) 落札率について【意見】

落札率 100%である。

<今後留意すべき点>

異常な状況であることを認識し、独自に設計積算ができるようにしておくことが望まれる。

(2) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

9 ごみ減量推進課／衛生処理組合負担金

(1) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(2) 令和 2 年度の負担率の誤表記について【指摘】

令和元年度実績の福島市清掃事業概要における伊達地方衛生処理組合への福島市の負担金割合の算定が誤っていた。

<今後対応すべき点>

今後、市民に公開している資料については、転記する元資料との整合性を十分確認する体制を整える必要がある。

10 ごみ減量推進課／使用済小型家電リサイクル

(1) 委託業者選定のプロセスについて【意見】

無償で引き渡す業務について、随意契約のプロセスに沿っていない。

<今後留意すべき点>

無償取引であっても少額取引の随意契約に該当するため、委託業者選定のプロセスを遵守すべきである。

11 廃棄物対策課／廃棄物関係分析業務委託

(1) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(2) 積算方法について【意見】

市では積算できない業務であり落札率 100%となっている。

<今後留意すべき点>

他の業者から参考見積書の徴取に検討が必要である。

12 廃棄物対策課／ダイオキシン類分析業務委託

(1) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

13 廃棄物対策課／PCB 使用安定器掘り起こし調査業務委託

(1) 積算書について【指摘】

積算書の作成にあたり、見積書を徴取しているが、見積書の記載内容を検討したかどうか不明である。

<今後対応すべき点>

積算書を作成する際には、十分に検討する必要がある。

(2) 委託事業者選定委員会について【指摘】

委託事業者選定委員会のメンバーに外部有識者が含まれておらず、実施取扱要綱に反している。

<今後対応すべき点>

今後、プロポーザル方式等の実施に当たって、現行の実施取扱要綱が遵守可能かどうか改めて検討する必要がある。

(3) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(4) 変更契約の可否について【意見】

業務報告書の実績と積算時の数値に相違がある。

<今後留意すべき点>

業務報告書の実績評価を実施し、今後は変更契約が可能となるように検討する必要がある。

14 あぶくまクリーンセンター／焼却工場運転管理業務委託

(1) 随意契約の理由記載について【指摘】

随意契約とする理由の記載について、市民への説明責任を果たしているとは言えず、不十分であると言わざるを得ない。

<今後対応すべき点>

長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示し、チェックリスト等を作成し、根拠法令について客観的判断ができる体制も検討されたい。

(2) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(3) 運転管理業務委託後の評価について【意見】

焼却工場運転管理業務委託報告書を受け取るのみであり、報告書等をもとに福島市から委託業者への評価検討又は効果測定は実施していない。

<今後留意すべき点>

運転管理業務は他の業者に委託することも可能と判断でき、競争性の観点及び経済性の観点からも業者の実施報告を評価することを検討すべきかと考える。

15 あぶくまクリーンセンター／年次点検整備業務委託

(1) 予定価格の合理性について【意見】

予定価格の合理性を検証するにあたっては、作業日報と仕様書を照合するのみなら

ず、仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要となるが、現状当該照合作業は実施されておらず、予定価格の合理性についての検証作業が不足している。

<今後留意すべき点>

仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要である。

16 あぶくまクリーンセンター／需用費

(1) 消耗品費について【指摘】

財務規則の備品の要件である 3 万円を超える部品も存在している。また、購入する部品が三年以上使用するかまでは把握できていない。

<今後対応すべき点>

財務規則に則って判断すれば 3 万円以上、かつ、比較的長期である物品については備品として計上することが原則である。

17 あぶくまクリーンセンター／焼却炉ストーカ等整備業務委託

(1) 契約形態について【意見】

「特命随意契約（1 者契約）」として契約締結をしている。

<今後留意すべき点>

業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。

(2) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(3) 入札結果について【意見】

過去 3 年間の落札率概ね 99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられる。

<今後留意すべき点>

このような状況を改善していくことが望ましい。

18 あぶくまクリーンセンター／2 号炉耐火物補修工事

(1) 随意契約の適用号について【意見】

随意契約とした理由は委託業者のみが施工可能であるとしているが、ガイドライン

の解釈とは矛盾している。

<今後留意すべき点>

矛盾のない対応が必要である。

19 あぶくまクリーンセンター／金沢第二埋立処分場管理業務委託

(1) 申請時の適用条文について【指摘】

工事(委託)概要書に記載している施工理由の適用条文が誤った記載となっている。

<今後対応すべき点>

適切な適用条文で申請すべきである。

(2) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

20 あぶくまクリーンセンター／金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託

(1) 月別報告書について【指摘】

令和2年4月1日以降1年間の浸出水処理施設管理業務報告書を閲覧したところ、機器の故障により令和2年8月12日から令和2年9月30日まで浸出水調整池貯留量の記載が全く変動していなかった。

<今後対応すべき点>

機器の故障は止むを得ないとしても報告書の記載について、測定した結果のように記載すべきではない。機器の故障等が生じた場合には浸取水処理施設管理業務報告書の貯留量測定結果を空欄とし、機器の故障など理由を明記しておくこと、測定不能であることの記載等の事実を明示すべきであった。

(2) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

21 あぶくまクリーンセンター／飛灰収納運搬業務委託

(1) 決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

22 あぶくまクリーンセンター／飛灰仮置業務委託

(1) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(2) 随意契約締結に係る理由について【指摘】

特命随意契約となっているが、随意契約を適用する理由と条文の解釈が一致していない。

<今後対応すべき点>

適用する理由と条文の解釈を一致させる必要があると考える。

23 あぶくまクリーンセンター／固定資産及び備品管理

(1) 旧あぶくまクリーンセンター破砕工場除却処理について【意見】

旧あぶくまクリーンセンター破砕工場について保存状況も良好とはいいがたい。

<今後留意すべき点>

周囲への影響も十分に配慮し、早期の解体が望まれる。

(2) 長期間使用されていない車両の除却処理について【指摘】

2004年に取得したじん芥収集車がナンバープレートを取り外された状態で停められていた。

<今後対応すべき点>

業務上不要であれば、不要物品として早急に財務部長に通知し、必要な措置をすることが望まれる。

(3) 備品の標識貼り付け未了について【指摘】

現地視察で確認した作業用車両や、場内で使用されている備品には標識は付されていないなかった。

<今後対応すべき点>

福島市財務規則では備品には標識を付さなければならないとされており、場内の備品に対する標識の貼付状況については、固定資産台帳で事実関係を確認し、改善する必要がある。

(4) 台帳に登載されている財産の管理について【指摘】

現地視察に際して、監査人は所管課より事前に固定資産台帳を入手し、サンプル抽出した備品の管理状況を現地で確認したところ、場内の担当者からは現物は場内にはなく、事実上、所在不明となっていた。

<今後対応すべき点>

今後は定期的に固定資産台帳及び備品台帳に伴い棚卸を実施し、福島市財務規則第245条に基づき適切に対応することが望まれる。

24 あらかわクリーンセンター／焼却工場運營業務委託

(1) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(2) 運營業務委託の評価について【意見】

業務委託が20年という長期にわたることが契約時から明確になっているのであれば、福島市はこれまでの委託業者に委託し続けることが妥当であるか定期的に評価検討すべきである。

<今後留意すべき点>

一定の期間ごとに委託業者と協議を行い、受領する完了報告書について、福島市も評価指標を特定して定期的かつ客観的に検証し、引き続き同じ業者に委託することを評価する文書を作成することが望まれる。

(3) 委託業者に対する追加費用分の契約について【意見】

委任契約について、追加発生費用が生じた場合について仕様書や委託概要書では確認できなかった。

<今後留意すべき点>

契約手続の恣意性の排除のため、また、経済性・効率性をより追求するためにも、新規契約に準じた契約手続に基づき、特記仕様書、設計図書及び委託概要書等の書類を作成するよう要望する。

25 あらかわクリーンセンター／資源物選別業務委託

(1) 決裁年月日の未記入について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。

<今後対応すべき点>

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

(2) 随意契約のあり方について【指摘】

随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、現存する書類のみでは説明が不十分である。

<今後対応すべき点>

理由の明確化が必要である

26 あらかわクリーンセンター／破砕処理物等運搬業務委託

(1) 契約形態について【意見】

委託契約当初より現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている。

<今後留意すべき点>

廃棄物処理法における委託基準に適合した福島市の登録業者が別に存在する限りにおいては、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の登録業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。

(2) 随意契約の採用理由について【指摘】

随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に対して、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかについて具体的な記載が見当たらない。

<今後対応すべき点>

例外的に認められている随意契約の採用理由は、地方自治法施行令の根拠に合致するよう必ず具体的に記載しなければならない。

(3) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

<今後対応すべき点>

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(4) 入札結果について【意見】

過去3年間の落札率概ね99%である。

<今後留意すべき点>

特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。

(5) 委託料の積算及び見直しについて【指摘】

委託金額の予定価格決定にあたり、担当課において金額の積算を行っているが、長期固定化している算定項目が見受けられた。

<今後対応すべき点>

「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を保証するためにも、長期固定化されている項目につき、状況変化が生じていないかについて毎年度見直しを行うことが望ましい。

(6) 業務のコスト管理について【意見】

あぶくまクリーンセンターの焼却工場の焼却残渣を積込み、金沢第二処分場に運搬する業務が含まれている。

<今後留意すべき点>

市内部では別の組織であり、クリーンセンター毎の収益性把握のためには、あらかじめクリーンセンターにおいて内部的に運搬のコストを算出することが望ましい。

27 あらかわクリーンセンター／年次点検整備業務委託

(1) 見積徴収について【意見】

発注予定者 1 者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が 99.8%となっている。

<今後留意すべき点>

参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。

28 あらかわクリーンセンター／排出コンベア整備業務委託

(1) 見積徴収について【意見】

発注予定者 1 者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が 99.59%となっている。

<今後留意すべき点>

参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。

29 あらかわクリーンセンター／粗大ごみ処理業務委託

(1) 随意契約の理由記載について【指摘】

長期間の特命随意契約となっている。随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠として特命随意契約を締結しているが、市民への説明責任を果たしているかは疑問が残る。

＜今後対応すべき点＞

長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示するよう検討されたい。

(2) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

＜今後対応すべき点＞

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

(3) 委託先の財務的安定性の確認について【意見】

委託先の決算書は場内の担当課では入手していない。

＜今後留意すべき点＞

長期安定的に業務を行う財務的安定性に問題がないことを確認すると共に、保証した適正な委託金額の積算資料としても活用する点も考慮し、組合の決算書を入手することが望まれる。

30 あらかわクリーンセンター／飛灰収納運搬業務委託

(1) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見される。

＜今後対応すべき点＞

文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。

31 あらかわクリーンセンター／資産管理

(1) 備品台帳から抽出した備品の管理状況について【指摘】

事前に入手していた備品台帳から無作為に抽出した備品の現物実査において、抽出した備品は全て場内から処分したか又は所在不明のため現物実査は実施できなかった。

＜今後対応すべき点＞

今後は定期的に固定資産台帳及び備品台帳に伴い棚卸を実施し、財務規則第 245 条

に基づき適切に対応することが望まれる。

(2) 備品計上金額基準の改訂による備品管理について【意見】

令和2年4月1日付福島市財務規則改正により、備品の計上金額の根拠規定がそれまでの1万円から3万円に変更がなされた。

<今後留意すべき点>

3万円未満の備品について、備品の品名、所在場所、規格又は形態及び数量を記載した管理簿を作成し、定期的に棚卸を実施することで市の財産の適切に管理することを要望する。

(3) 標識の添付漏れについて【指摘】

ストックヤード棟用監視カメラについては、性質、形状等は標識を付することが可能な状況であるにも関わらず、標識が付されていなかった。

<今後対応すべき点>

場内の備品に対する標識の貼付状況については、再度確認が望まれる。

(4) 長期間使用されていない物品の処理について【指摘】

1989年に取得した2トンダンプについては、エンジンがかからない状態にあり、長期間使用されないまま場内に放置されている。

<今後対応すべき点>

業務上不要であれば、不要物品として処理することが望まれる。

以上